

## **一**鳥取県公報

平成 20 年 11 月 18 日(火) 号外第124号

毎週火・金曜日発行

			目	次			
$\wedge$	/X	hai			H ≑H \		0
$\Diamond$	条	例	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(73	3)(指導管理	生誅 <i>)</i> • • •	• • • •	• • • 3

## -----公布された条例のあらまし-----

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

建築士法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
  - (1) 手数料を徴収させ、その収入とさせる者を定める規定中、知事が指定する者に2級建築士試験及び木造 建築士試験の実施に関する事務を行わせる根拠となる建築士法の条項を改める。
  - (2) 施行期日は、平成20年11月28日とする。

## 例

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月18日

鳥取県知事の平 井 治

## 鳥取県条例第73号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 略	第2条 略
2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に	2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に
定める者に納めなければならない。この場合におい	定める者に納めなければならない。この場合におい
ては、当該手数料は、その者の収入とする。	ては、当該手数料は、その者の収入とする。
(1)~ (14) 略	(1)~(14) 略
(15) 建築士法 <u>第15条の6第1項</u> の規定により知事	(15) 建築士法 <u>第15条の17第1項</u> の規定により知事
の指定する者に2級建築士試験及び木造建築士試	の指定する者に2級建築士試験及び木造建築士試
験の実施に関する事務を行わせる場合における前	験の実施に関する事務を行わせる場合における前
項第302号の手数料 2級建築士試験及び木造建	項第302号の手数料 2級建築士試験及び木造建
築士試験の実施に関する事務を行う者	築士試験の実施に関する事務を行う者
(16) 略	(16) 略

この条例は、平成20年11月28日から施行する。